

第1回定例会会議録

令和7年 2月28日（金）

開 会 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） おはようございます。本会議に先立ちまして、小井土哲雄議員が全国町村議会議長会表彰の栄に浴され、表彰状が届いておりますので、この場にて伝達いたします。

よって、定例会の開会時刻を若干遅らせますが、ご了承を願います。

今回の表彰は、町村議会議員として15年以上在職し、多年にわたり地域の振興、発展に寄与された功績のあった議員に贈られるものであります。

○議会事務局長（内堀淳志君） それでは、小井土議員、前にお進みください。

（荻原謙一議長 表彰状代読）

（拍手）

小井土議員におかれましては、誠におめでとうございました。それでは、席へお戻りください。

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（荻原謙一君） これより、令和7年第1回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（荻原謙一君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀淳志君 登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君） それでは、書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和7年2月28日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案29件、報告1件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した請願文書表のとおり、請願1件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、赤田憲子議員ほか7名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから25ページまで、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

26ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（荻原謙一君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

池田るみ議会運営委員長。

（議会運営委員長 池田るみ君 登壇）

○議会運営委員長（池田るみ君） それでは、報告いたします。

2月21日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和7年第1回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案29件、報告1件の計30件であります。一般質問の通告者は8名であります。

12月定例会以後、提出された請願は1件あり、受理しました。

これにより、会期は、本日より3月17日まで18日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号 1、27 ページをご覧ください。

令和 7 年第 1 回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日	2 月 2 8 日	金曜日	午前 1 0 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集の挨拶
				議案上程
				議案説明
第 2 日	3 月 1 日	土曜日		議案調査
第 3 日	3 月 2 日	日曜日		議案調査
第 4 日	3 月 3 日	月曜日		休会
第 5 日	3 月 4 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日	3 月 5 日	水曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 7 日	3 月 6 日	木曜日		休会
第 8 日	3 月 7 日	金曜日	午前 1 0 時	議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 9 日	3 月 8 日	土曜日		休会
第 1 0 日	3 月 9 日	日曜日		休会
第 1 1 日	3 月 1 0 日	月曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 2 日	3 月 1 1 日	火曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 3 日	3 月 1 2 日	水曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 4 日	3 月 1 3 日	木曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 5 日	3 月 1 4 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
28 ページをお願いいたします。				
第 1 6 日	3 月 1 5 日	土曜日		休会
第 1 7 日	3 月 1 6 日	日曜日		休会
第 1 8 日	3 月 1 7 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告
				質疑
				討論

採決

閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

28ページ、中ほどをご覧ください。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3月10日 月曜日 午前10時 委員会室1・2

3月11日 火曜日 午前10時 委員会室1・2

町民建設経済常任委員会

3月12日 水曜日 午前10時 委員会室1・2

3月13日 木曜日 午前10時 委員会室1・2

全員協議会開催日程

3月14日 金曜日 午前10時 委員会室1・2

以上で報告を終わります。

○議長（荻原謙一君） ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日より3月17日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月17日までの18日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（荻原謙一君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

13番 内堀喜代志議員

1番 山本今朝和議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（荻原謙一君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長（小園拓志君） 議員の皆様には、年度末を迎えて何かと忙しい時期にもかかわらず、ご出席を賜り、令和7年第1回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

本日2月28日は、2期目の町政を預かりちょうど2年。半分が経過する節目の日となります。残り2年、一日一日を大切に、町民の皆さんの声を聴き、職員と一緒にしっかりと考え抜き、誠実に答えを出してまいる所存であります。引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会は、いわゆる3月議会でありまして、当初予算案をはじめとして、4月からの新年度に向けた諸々の取り組みについてご議論いただく場となります。もちろん令和7年度1年間のことだけでなく、中長期的視点に立ったご提案を盛ったものとなっております。本会議、委員会等、熟議をお願いできればと存じます。

具体的に幾つかの取り組みについてお話をしたいと思えます。

初めに、実に18年ぶりとなります、役場の組織改革について申し上げます。

現在の御代田町役場の組織体制は、平成19年度に構築されたものです。課の数で言いますと、町長部局に8課ありまして、ほかに議会事務局、教育委員会事務局ということで全部で10課ございます。

平成19年度を振り返りますと、御代田町の人口が1万5,000人に届いた年ということになります。ご承知のとおり、現在は1万7,000人を見通す状況でありまして、単純に2,000人近く人口が増えてきております。

加えて、昨今の社会経済状況の変化、価値観の多様化により、政策形成や実際の実行まで、過去とは比べものにならないくらい丁寧な対応が求められる状況となっております。

加えて、気候変動等、新たな課題が顕在化し、これまでの役場では、そもそも業務として認識されてこなかったような政策分野が多数に上っております。

一時的に既存の係で対応してもらっている業務の中には、独立の係で対応すべき質と量を持ったものもあります。私の就任後6年間は、小幅な係の分離でありますとか、統合でありますとか、そういったことは行ってきたものの、職員の数が十分に増やせないこともありまして、課の単位での改革は、正直我慢し続けてきたという状況であります。

一方で、令和4年度に職員採用試験の受験資格年齢を大幅に拡大したことをはじめとした採用活動の様々な工夫を背景に、よい人材が多く御代田町役場を受験してくれる状況となってまいりまして、実際に職員の数は増えてきております。

ここで各課の動きをさらによいものにしていくため、御代田町の政策全般を見通し、各課に心を寄せ、伴走していく新たな課が必要であるとの結論に至ったところでもあります。その新たな課を「政策推進課」と命名しました。これまで総務課と企画財政課で担ってきた、特に私に距離感が近い業務を統合し、役場全体の政策を推進するエンジンとなる課となります。課長から若手まで、私と近い目線を持ち、各課で働く仲間を鼓舞し寄り添う、役場の中核的役割となります。

既存の業務に関して言いますと、現在、総務課庶務係が担っている私の秘書機能と、企画財政課地域振興係が担っているふるさと納税業務、また企画財政課企画係がこれまでも担ってきた新規政策のインキュベーション機能——インキュベーションは卵をふ化させるという意味でありますね。その機能を統合します。

これらに加えて、全国のほとんどの町村役場では、あまり本格的には機能していない広聴業務を新たに始めてまいります。広聴とは広く聴くと書きますけれども、町民の声をしっかり聴くことを部署として明確に位置づけてまいります。

私自身、町長となる前から新聞記者として培った聴く力を大事とし、できるだけ役場の外に出て多くの町民の皆様の声を聴くように努めてまいりましたけれども、人間の行動には自分でも気づかないバイアスが存在しております。自然に行動しているだけでは拾いきれない声も数多くあるものと考えております。そういった声を漏れなく聴き、政策に反映させていくことが重要です。

都道府県庁や大きな都市の市役所では、広報と広聴をセットで運用するケースが多いものと思いますが、御代田町役場のような小さな組織では、広報に広聴機能をとどめておくことよりも、日常的に私自身がその声に触れるようにしていったほうが、より効果的であると考えております。

毎月テーマに沿った意見聴取をしたり、地域に出かけていき懇談会を開いていくなど、町政と町民のこれまでにない近い距離感を目指して、新たな政策推進課を盛り上げてまいりたいと思います。

また、こちら大きな変化となりますが、町民課に「こども家庭センター」を新設してまいります。センター長、統括支援員及び保健師、社会福祉士などの専門職

を配置し、児童虐待並びに母子保健のハイリスク事案などの業務を集約いたします。

現在、同じ町民課にこども係、保健福祉課に子育て世代包括支援センターがあり、また、教育委員会の学校教育係も子どもに密接に関連した業務を受け持っております。

政府にこども家庭庁ができたことから、役場側にそのカウンターパートが必要ということが直接の動機ではありますが、そう遠くない将来、子どもの政策を総合的に進めていく部署が必要になるかもしれません。まずは新たなセンターをつくることを優先しましたが、今後は、組織の有機的な結びつきを強め、各課の業務の再編等も進めていく視野を持って船出としたいと思います。

また、建設水道課には新たに「維持管理係」を設けます。建設水道課のうち建設分野には、建設係と都市計画係がありますが、現在、道路の改良工事の増加に伴う積算作業や現場管理業務などに多忙でありまして、道路・公園・住宅等の施設管理業務は、一生懸命やってはいるんですけれども、どちらかというとな後回しになる傾向がどうしても出てきてしまいます。

そういった状況に加え、シルバー人材センターの人材不足も手伝いまして、夏場のかりん道路の植栽が荒れがちになるなど、維持管理に関する多くの声が寄せられるようになり、独立した係が不可欠と考えるようになりました。

新たな係が、道路や公園・住宅のメンテナンスの頭脳となり、シルバー人材センターや障害者就労施設、一般事業者等と連携し、美しい御代田町を取り戻すべく動いていく所存であります。

このほか、総務課庶務係を「行政係」と「職員係」に分離し、町内に19ある区への迅速で丁寧な対応や、職員に対しても丁寧なケアができるよう、外に内に役に立つ組織を構築してまいります。

また、現在、企画財政課にある地域振興係を、商工観光係がある産業経済課に移し、両係の連携を強めながら、現在、ふるさと納税業務に圧迫されがちな移住政策やフォトフェスティバル業務に集中して取り組んでもらう狙いがあります。先ほど申しましたが、企画振興係からはふるさと納税業務は政策推進課のほうに出しますので、移住政策やフォトフェスティバルのほうに集中できるというわけであります。

組織改革については、これで正解というものはないものと考えております。新たな組織がスタートする中で、不具合が起きてくることも十分にあり得ると思います。

手直しもいとわずに、強くしなやかな組織を構築してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、町内企業に対する支援制度の充実について申し上げます。

当町では、これまで企業支援として、御代田町商工業振興条例及び工業振興条例に基づき、町内企業が実施した設備投資に対し、新たに課税されることになる固定資産税に相当する額の全額又は一部について、3年間にわたり補助金を交付してまいりました。

具体的に割合を申しますと、1年目が100%、全額でありまして、2年目が70%、3年目が50%と逡減していく仕組みであります。

現制度の問題点として、企業が補助金を受けられるのは、固定資産税を納付した翌年となることが挙げられます。長期にわたる低金利時代が終わりを告げ、1年間、町に資金を預けておくことで余計な金利が発生してしまいます。どうせお返しするお金であれば、最初から頂かないのが一番ということでありまして、翌年の補助金交付ではなく、その年の固定資産税を免税する仕組みに切り替えてまいります。

また、補助金制度では補助率は逡減しておりましたけれども、新たな制度では3年間とも100%の免税としてまいります。

本年1月以降に企業が実施した設備投資が対象となります。つまり既に対象となっております。企業の設備投資を応援し、より稼げる会社としていただき、経済成長の果実を再び町への税収につなげていくことが重要と考えております。

続きまして、令和7年度予算編成について申し上げます。

新年度予算の編成に当たり、基本方針として、第5次長期振興計画（後期基本計画）の最終年度となる令和7年度は、「『歴史と伝統を守り真の自立を目指す文化・高原公園都市御代田』を目指したまちづくりを着実に推進する」と定め、既存事業はもちろんのこと、私の公約に基づく事業の充実や必要に応じた見直しが望まれている現状から、町民の生活を支援できる柔軟な予算措置ができるよう予算編成に取り組んでまいりました。

予算編成説明会では、これら予算編成方針のほか、私から職員に対し、3つの課題について話をしております。

一つ目として、「猛暑に立ち向かう対策を考える」であります。

一昨年、昨年の夏は本当に暑かったですね。この2年間の猛暑は異常気象と捉え

るのではなく、地球温暖化、または地球沸騰化の入り口と考えるのが正当であろうと思います。今後、各課を横断したプロジェクトチームをつくり、猛暑に立ち向かう知恵を出し合い、全国に先駆けた、全国に役に立つ政策づくりに努めていきたいと申しました。

二つ目は、「地域おこし協力隊の活用」であります。

地域おこし協力隊の制度では、隊員の人件費や活動費について特別交付税で、上限はありますけれども、原則全額措置されるため、国のお金をうまく使いながら町の事業を前に進められることから、各課に検討するように指示をしたところであります。

3点目については、県庁が長年推進している「元気づくり支援金の活用」についてです。

来年度から複数市町村にまたがるものや、最大3年の支援金終了後も継続性が認められるものといった採択条件が加わり、採択は厳しくなるものでありますけれども、ソフト事業も幅広く対象となる使い勝手がよい補助金でありまして、また、補助率もかなり高いところから活用を促したものであります。

令和7年度当初予算では、国や県が用意する補助金・交付金や有利な起債を活用する中で、中学校体育館へのエアコン設置やトイレレーラーの導入などの猛暑対策、防災対策等、近年の大きな課題に即応する施策に着手してまいります。

また、生活インフラ関係では、いよいよ都市計画道路東原西軽井沢線に着工することになります。

ここで、一般会計における主要事業として、8事業について紹介してまいります。

1点目ではありますが、都市構造再編集中支援事業、予算額にしまして6億983万円であります。令和5年度から9年度までを計画期間として実施しております都市構造再編集中支援事業は、真ん中の3年目を迎えてまいります。東原西軽井沢線、小田井追分線、駅前5号線等の都市機能が集中する地域の道路整備や公園の整備を実施してまいります。

令和7年度は、町道東原西軽井沢線の橋梁下部工事、保安林法面補強工事、橋梁付近の取り付け道路整備等の工事に着手する予定となっており、塩野御代田停車場線の用地測量及び物件補償調査業務並びに物件補償を予定しております。

これまでも、議会で繰り返しこの道路に言及してまいりましたが、現場でこの工

事が始まってまいりますと、町民の皆様もいよいよ始まったという実感を得ていただくこととなると思います。人口2,900人を数える西軽井沢地区の皆さんの日常的な利便性の向上と、災害発生時の避難路として着実な整備を進めてまいります。

二つ目に、猛暑対策事業、1億4,581万円であります。

教育環境の向上及び災害時の避難所としての熱中症対策のため、中学校体育館にエアコンを設置してまいります。中学校は避難所扱いとなりますので、国が後々7割をカバーしてくれる緊急防災・減災事業債を活用できますので、工事費としては1億3,000万円余りとなりますけれども、実質的な町の負担は4,000万円を切るということになります。

また、小学校体育館、また社会体育施設には、リースによるスポットクーラーを導入してまいります。小学校体育館は断熱性能の面で問題がありまして、なかなかまだ本格的なクーラーには至らないものと思いますけれども、スポットクーラーのほうを導入してまいります。

また、町内各区に管理をしております集会施設のエアコン設置費に補助金を交付してまいります。

3点目ですが、トイレトレーラー導入事業、事業費にしまして2,653万円です。昨年1月発生した能登半島地震では、上下水道の破損等により、トイレに関する困り事が多く起きました。トイレトレーラーは、5つの個室を備えた大きな施設であります。トレーラーなので、もちろん移動可能であります。町内の被災箇所に機動的に向かうことができますし、各地の被災地支援にも活躍が期待できます。

日常的には、龍神の杜公園の大型遊具のできるだけ近くに置きまして、日頃から子どもたちに親しんでもらおうと考えております。やはり防災に関するものというのは、日頃から使っておくことがとても大事ですので、日頃から親しんでもらうということも頭に入れながら進めてまいります。

なお、こちらもちよっとしつこいようではありますが、先ほどと同じように、国が後々7割をカバーしてくれる緊急防災・減災事業債を活用してまいります。したがって、実質的な町の負担は800万円弱となっております。

4点目に、児童家庭相談システム導入委託業務、2,024万円でありますけれども、これは、先ほど申しましたこども家庭センターの設置に伴いまして、業務に必要な児童家庭相談システムを導入するというものです。

5点目ですけれども、地域おこし協力隊関係経費、これは1,791万円。移住関連事業、町のPR事業の企画運営を担ってもらうため、地域おこし協力隊を雇います。最大3名を雇用できるように予算措置申し上げました。

6点目ではありますが、第6次長期振興計画支援事業、事業費879万円であります。

昭和51年度を初年度として、長期的、総合的視野のもとに施策を計画的に実施していく行政運営の指針の役割等を担ってまいりました長期振興計画については、第5次長期振興計画期間が、新しい年度であります令和7年度をもって満了するため、第6次長期振興計画策定支援業務を予算化しました。期間は令和8年度から令和17年度になります。

7点目は、雪窓湖遊歩道整備工事、事業費3,000万円であります。

雪窓湖は、今年度、緊急浚渫事業推進債を活用し、ヨシを刈るなどして、農業用ため池としての機能を取り戻す工事を実施しております。今日現在では、もうヨシはほとんど刈り終わったと聞いておりますけれども、こういった工事を現在実施しております。

今年度の取り組みは、マイナスをなくし、元どおりにするという趣旨でありました。新年度は、雪窓湖の魅力を高める取り組みとなります。雪窓湖の公園としての利便性・安全性を向上させるとともに、防災重点農業用ため池としての維持管理機能を向上させるため、遊歩道整備を実施してまいります。

財源のうち、2,000万円につきましては、個人からのご寄附を充ててまいります。この雪窓湖への整備ということでご寄附を頂いておりますので、そちらに充てさせていただきます。なお、後日、紺綬褒章の伝達を私自らやってきてまいりたいと、感謝を申し上げたいと思っております。

最後8点目ではありますが、無電柱化まちづくり促進事業補助金、1億円であります。

平成28年、無電柱化の推進に関する法律が成立し、第12条には、道路の新設や市街地開発事業においては新たな電柱や電線を設置しないことが既にうたわれております。さらに民間事業者による開発行為で無電柱化を推進するため、国や自治体による補助制度が創設され現在に至っております。

御代田町でも、町内で都市計画法の開発許可を受けて行う3,000m²以上の

宅地開発において、電線類を地下に埋設することにより、電柱の設置を抑制する費用に対する補助制度を既に整備しております。

具体的には、国の無電柱化まちづくり促進事業を活用し、補助上限額を定める中で、事業費の3分の2を国と町が半分ずつ補助してまいります。この上限というのが、国と町分をあわせて1億円となっております。

無電柱化事業は、地震等により電柱の倒壊による通行の遮断を防げるほか、道路の応急・復旧においても迅速に対応ができます。

また、良好な景観形成により、無電柱化された土地は地価が大きく上昇することが一般に知られており、固定資産税の増収につながってまいります。このタイミングの投資は、今後の御代田町の発展と税収増に大きな効果をもたらすことを期待しております。

また、この8点と別ですけれども、1件、少々細かい話となりますけれども、大事なこと、私が大事にしていることということで取り上げておきたいと思います。

2月の法規審査委員会で通過しておりますけれども、御代田町スポーツ及び芸術文化大会等出場激励金交付要綱の制定、並びにそれに関する予算の措置であります。

これまで御代田町は、スポーツに関しては、北信越大会とか、全国大会とか、世界大会に行かれる選手の皆さんに激励金というのをお渡ししてまいりましたけれども、これはスポーツだけでした。文化活動、いわゆる文化系の部活のようなどころには、また差別という言い方はちょっと適切かどうか分かりませんが、私からすると、ちょっとこれは気の毒になというふうに思うことが多々ありました。

就任当時から、このスポーツだけじゃなくて、芸術文化のほうにも何とか激励金が出せないかということで教育委員会と長い長いお話をしてまいりました。何とか新しい年度からは、芸術文化大会への出場にも激励金を出してまいると、そういう仕組みにしてまいります。その予算を新年度の予算につけさせていただいているところでもあります。

こういったことによりまして、もちろんスポーツするお子さん方、大人の皆さんは大事でありますけれども、芸術文化にもこう寄与していただけるような、そういうことを町として強化してまいりたいと、そういう思いで制度を変えさせていただいているところでもあります。

さて、本定例会に提案しました案件は、人事案1件、事件案1件、条例案11件、

当初予算案 9 件、補正予算案 7 件、報告事項 1 件の計 30 件であります。

人事案は、「御代田財産区管理会委員の選任について」であります。

3 月 31 日をもって委員 7 名の任期 4 年が満了となりますので、新たな任期の委員選任について議会の同意をお願い申し上げます。

事件案は、「三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定について」であります。

3 月 31 日をもって指定期間が満了となることから、4 月 1 日から 5 年間について、引き続き現行の団体を指定管理者に指定するよう議会の議決をお願い申し上げます。

条例案 11 件については、主なものについて申し上げます。

まず、「御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案」、「御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案」、及び「御代田町町税条例の一部を改正する条例案について」の 3 件については、先ほど申し上げましたとおり、町内企業が実施した設備投資に対する固定資産税相当額の全額又は一部について補助する補助金交付制度から、3 年間の固定資産税免除の制度となるように改正するものであります。

次に、「御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」については、消防団員の退職報償金の支給額表に 35 年以上の区分を追加することで、団員の処遇改善を図り、シニア層の活躍を推進させるための改正であります。

続いて、予算案について申し上げます。

令和 7 年度一般会計の予算総額は 9 億 4,188 万円で、前年度に比べ 5 億 4,458 万円、6.1%の増額となりました。令和 7 年度は先ほど申し上げた 8 事業のほか、生活インフラ関係では、気候変動による大雨災害の激甚化に備えて、雨水排水対策事業を実施してまいります。

その他、高齢者・障がい者ごみ出し支援事業、これは新たに始まります。また、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金は、現行で補助率 2 分の 1 ですが、これを全額補助とするなど、生活に密着した新規事業も盛り込みました。

主な歳入では、町税が 2 億 7,927 万円の計上であり、前年度に比べ 3,869 万円の増額となっております。

地方交付税については、国の地方財政政策から増額を見込み、1 億 2,786 万

円、前年度に比べ1億1,786万円の大幅な増額計上をいたしたところであります。

国庫支出金は14億1,993万円で、前年度に比べ1億6,027万円の増額となりました。このうち、国庫負担金は令和6年10月の所得制限が撤廃された児童手当負担金2億9,931万円を、国庫補助金では新設の町道東原西軽井沢線の整備などに係る都市構造再編集中支援事業補助金2億8,231万円、社会資本整備総合交付金では先ほど申し上げました無電柱化に関する事業に対し、5,000万円を国から頂くということで計上しております。

寄附金につきましては、個人のふるさと納税寄附金は、昨年10月に、皆さんご存じのとおり、当町に大変不利な制度改正があったところでありますけれども、それをカバーするための様々な施策を打ってまいりました。職員も頑張ってもらいました。そういったことにより堅調に推移しているところから、前年同様の6億円を計上したほか、企業版ふるさと納税寄附金で新たに3,000万円を見込んでいるところでございます。

基金繰入金でありますけれども、今回、ふるさと創生基金、これはふるさと納税のお金が入っている基金ですけれども、ここから5億8,250万円と、多額の繰入れを盛り込んだところであります。

年間のふるさと納税の金額、私の就任前の平成30年度のおよそ4,400万円と比較しますと、今年度は恐らく15倍を超える状況となっていくものと思います。頂いた寄附金は、これまでも道路整備や子育て支援などに充当してまいりましたけれども、寄附額がさらに増加するのに伴い、年度で十分に使い切ることができず、基金に積み上げていたところであります。せっかく頂いた寄附金ですので、ふるさと創生基金に多額を積み上げておくことは、あまりいいこととは言えませんので、寄附者により使い道が指定されている分を除き、大半を繰り入れ、様々な町単独事業等の財源に充当してまいります。

学校給食の食材費につきましても、今年度は学校給食運営基金ではなく、ふるさと創生基金のほうから8,000万円を充当してまいります。これにより財政調整基金からの繰入れは5,000万円に抑制してまいります。

町債の収入であります、8億5,610万円でありまして、前年度に比べ3,955万円の増額であります。土木事業に関する町債のほか、中学校のエアコ

ン設置事業について、緊急防災・減災事業債1億3,290万円を、また、やまゆり保育園の園舎大規模改修工事については、子ども・子育て支援事業債7,760万円を計上しております。

この1年間、私、広報やまゆりのほうで町長財政講座というのをやってまいりましたけれども、その連載の中で申し上げましたとおり、町債は8億5,610万円という金額で、これは借金でありますけれども、このかなりの部分が、後ほど国からカバーされるという状況になりますので、単に町債が多くなったからよくないということではありません。むしろ国から有利な、国からたくさんお金を頂けるような方法のために、町債をこれをあえて積んであるということでもありますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、主な歳出であります。総務費は18億8,718万円で、前年度比8,316万円の増額となっております。

増額の主な要因は、戸籍システム標準化対応システム改修委託料7,719万円のほか、参議院議員通常選挙、御代田町議会議員一般選挙、国勢調査など、年度特有の事業によるものがあります。

民生費は26億9,297万円で、前年度比1億7,471万円の増額であります。増額の要因は、障害者自立支援給付費で4,778万円の増加のほか、新規計上しましたこども家庭センター新規設置に要する経費2,497万円、やまゆり保育園の大規模改修事業費8,626万円によるものです。

衛生費は5億4,363万円で、前年度比3,347万円の増額です。妊娠数及び妊娠している子どもの人数当たり5万円が支給となる妊婦のための支援給付交付金で、1,250万円が皆増となっているほか、井戸沢最終処分場フェンスの改修工事1,125万円、各種健診の受診者の増等によるものであります。

農林水産業費は2億9,969万円で、昨年度に比べ5,048万円の増額です。雪窓湖の遊歩道整備3,000万円のほか、林道維持管理経費1,671万円の増によるものであります。

商工費は2億878万円で、昨年度に比べ9,278万円の増額です。U I J ターン就業・創業移住支援金3,062万円の増や、新たな取り組みとして、町内へのUターン、移住定住及び町内企業の人材確保につなげるための企業ガイド作成事業、移住促進、観光、ふるさと納税などにつなげるため東京で魅力発信イベント

を開催することによるものであります。

このほか、役場の組織改革により、移住・定住関係、地域おこし協力隊関係については、現在の地域振興係の経費が総務費から移行するため増額となっております。

土木費では1億7,457.6万円で、昨年度に比べ1億7,642万円の減額です。

道路橋梁費では、都市構造再編集中支援事業6億386万円を計上いたしました。

また、町単独道路新設改良事業については1億8,235万円を計上し、水原七口線、向原西ノ畑線など道路改良工事を実施してまいります。

また、気候変動による大雨災害の激甚化に備えた雨水排水対策事業も盛り込んでおります。

なお、町単独道路新設改良事業は、令和4年度から3年間、年間3億円で計上しておりましたが、昨年8月7日の豪雨による災害復旧工事が来年3月までかかることや、東原西軽井沢線の着工等、国庫補助事業が大変膨らんでいることから、町単独で3億円という数字にこだわることなく、事業量を適切な量に調整したところがあります。

また、道路メンテナンス事業では、源平橋補修に係るしなの鉄道との施工管理協定で、1億2,700万円を計上しております。

消防費は4億5,810万円で、昨年度に比べ1億3,229万円の増額となりました。第9分団――第9分団は西軽井沢ですけれども、こちらの詰所建築工事、また第2分団――こちら馬瀬口であります。積載車更新など消防施設整備経費のほか、トイレトレーラー導入経費の計上や、今年度に引き続き防災士養成講座経費の計上によるものであります。

教育費は9億887万円で、昨年度に比べ1億5,461万円の増額となりました。中学校では教育環境の向上及び災害時の避難所としての熱中症対策のため、体育館にエアコンを設置するための経費1億3,295万円、GIGAスクール端末更新経費で2,761万円を計上しております。

また、学校給食関係では、物価高騰が続く中、食材費を確保するため1食当たり40円を増額し、給食材料費8,795万円を計上しております。食材費総額は1,109万円、14.4%の増となっております。

給食費の無償化は、皆さんご存じのとおり、令和2年7月に始まっており、今後も無償化は継続してまいります。

現在は、給食費は、主食費と牛乳はどうしてもかかりますので、その部分が金額がのってきておりますので、副食費、いわゆるおかずの部分が圧迫されてきているというのが、ここ最近の傾向であります。したがって、1食当たり40円の予算を増額しまして、パーセントにすると平均で14.4%の増とさせていただきたいということで計上いたします。

特別会計については、6つの特別会計の総額は32億923万円となり、前年に比べ8,117万円、6.1%の増額となっております。

小沼地区財産管理特別会計では、保有土地の売却を見込み、2,250万円の増額、国民健康保険事業勘定特別会計は、保険給付費の増額を見込み、3,242万円の増額、介護保険事業勘定特別会計については、保険料収入の増加から808万円の増額となっております。

次に、令和6年度補正予算案7件のうち、一般会計補正予算案（第9号）は、歳入歳出総額とも3億3,982万円を減額し、合計98億820万円とするものであります。

主な歳入では、町税で、個人町民税は8,443万円の増額補正ですが、法人町民税につきましては1,879万円の減額補正となりました。こちらは、町内企業の業績は堅調ではありますけれども、企業の申告状況によるものであります。

たばこ税は、見込みほど税収が伸びなかったことにより、1,135万円の減額をしております。

また、特別交付税は、8月7日の豪雨災害による算定の増を見込んで3,000万円の増額を、国・県補助金につきましては、土木費国庫補助金において、こちらも8月7日豪雨災害工事を優先したことなどにより、事業費を縮小し、1億2,786万円の減額としております。

ふるさと納税寄附金は、実績により6,000万円を増額し、財政調整基金の繰入金は、年度終盤に入りまして予備費がある程度抑制できることから、予備費を1億円減額して調整しました。

町債におきましては、国庫補助金と同様の理由で、土木債を1億5,990万円減額したほか、7年度に予定していた、しなの鉄道Suica導入事業について、国の補正予算債による収入のめどが立ったことから、鉄道施設総合安全対策事業債1,270万円を繰り上げて計上しております。

なお、補正予算債というのは、ちょっとなじみがないかなと思うんですが、国の補正予算にあわせて事業があったときに、それを町が国の事業をやった場合に、通常の事業債よりもカバー率が高い有利な内容となる起債のことを指しております。

歳出につきましては、歳入で説明申し上げました、しなの鉄道 S u i c a 導入事業の計上、災害復旧工事優先等による土木費の縮小のほかは、主に事業費の確定による補正となっております。

特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計など4会計において、こちらも事業費の確定などにより、合計2,886万円の増額補正をしております。

下水道事業会計につきましては、資本費平準化債拡充による9,600万円の資本的収入の増など、水道事業会計につきましては、事業確定などによる資本的支出234万円の減額補正となります。

報告事項は1件で、令和7年度御代田町土地開発公社の事業計画と予算の報告です。2月14日に開催された理事会の議決を得ましたので、報告いたします。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議いただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願いを申し上げます。令和7年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（荻原謙一君） この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時56分）

（休 憩）

（午前11時06分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第11号 御代田財産区管理委員の選任について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第5 議案第11号 御代田財産区管理委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書4ページをお開きください。

議案第11号 御代田財産区管理会委員の選任について

下記の者を、御代田財産区管理会の委員に選任したいから、御代田財産区管理会協議書第3条の規定により、議会の同意を求める。

記としまして、氏名、土屋 始氏、荻原 正氏、櫻井 税氏、内堀憲司氏、市川仁吉氏、武井 武氏、武井義貴氏の7名です。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

こちら、現在の委員が令和7年7月31日をもって任期満了となるため、御代田地区7地区から推薦をいただきました7名の委員の選任について同意をお願いするものです。

同意がいただけましたら、委員の任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間になります。

説明は以上になります。ご審議の上、ご同意をいただきますようお願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第6 議案第12号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の

指定について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第6 議案第12号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) 議案書の5ページをご覧ください。

議案第12号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定について

下記の者を三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、指定管理者の候補者、三ツ谷地区世代間交流センターについて、右側、候補者欄に記載のとおり、三ツ谷区を候補者として指定するものです。

2、指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第7 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第7 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書6ページをご覧ください。

議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書7ページの改め文をご覧ください。

本案は、条例で定めている特別職の職員で非常勤のものの報酬に一つの委員を追加するよう一部改正するものです。

改正概要は、本条例別表で定めております。

特別職の職員で非常勤のものの報酬に、新たに町民課で設置をいたしますカーボンニュートラル推進計画協議会の委員を追加するよう改正いたします。また、報酬

の額は、日額 8,000 円となっております。

附則として、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議案書 8 ページは、新旧対照表であります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 8 議案第 14 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 8 議案第 14 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 14 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書 10 ページの改め文をご覧ください。

本条例は、育児・介護休業法の一部改正にあわせ、正規職員の勤務時間外の勤務の免除対象の拡大及び介護離職防止のための措置を新規に規定するなどの改正を行うものであります。

改正条例の構成は 2 条立てとしております。

第 1 条では、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に対して請求可能な労働者の対象を、「3 歳未満の子を養育する職員」から、「小学校就学前の子を養育する職員」へと拡大することを定めております。また、介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認についての規定、介護に直面する前の早い段階での情報提供についての規定、介護離職防止のための雇用環境の整備に

ついて新たに規定をいたします。

また、第2条では、引用しております地方公務員法の規定に項ずれが生じたため、これに対応するよう一部改正するものでございます。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

議案書11ページから14ページ、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第9 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第9 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書15ページをご覧ください。

議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書16ページの改め文をご覧ください。

本条例は、育児・介護休業法の一部を改正することにあわせまして、引用元の規定を改正するものでございます。

改正概要については、これまで引用しておりました育児・介護休業法「第61条第32項」が削除され、新たに規定されました同法「第61条の2第20項」を引用するよう改正するものです。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

議案書17ページは、新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第10 議案第16号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（荻原謙一君） 日程第10 議案第16号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書18ページをご覧ください。

議案第16号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおりに提出する。

令和7年2月28日 提出
御代田町長 小園拓志

議案書19ページ、改め文をご覧ください。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により一部改正するものでございます。

改正概要につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によりまして、引用している規定に項ずれが生じたため、これに対応するよう一部改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

議案書20ページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 1 1 議案第 1 7 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 1 1 議案第 1 7 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 議案書 2 1 ページをご覧ください。

議案第 1 7 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書 2 2 ページの改め文をご覧ください。

本条例は、条例の根拠となっている国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことを受け、改正を行うものです。

改正内容は、第 1 7 条第 1 項第 2 号中の「栄養士」に「管理栄養士」を追加するものです。

議案書 2 3 ページは、新旧対照表です。

附則、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 1 2 議案第 1 8 号 御代田町滞在型農園施設設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 1 2 議案第 1 8 号 御代田町滞在型農園施設設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

木内産業経済課長。

(産業経済課長 木内一徳君 登壇)

○産業経済課長(木内一徳君) 議案書24ページをお願いします。

議案第18号 御代田町滞在型農園施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町滞在型農園施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の一部改正につきましては、クライנגルテンの交流施設利用者の利便性を高めること、また、施設利用者の増加につなげることを目的に、施設の使用時間と使用料を改正するものでございます。

改正の概要は、現在、9時から12時、13時から17時、18時から22時の利用区分となっているものを、1時間単位での利用が可能となるように変更します。また、使用料については、1時間400円に変更します。

附則としまして、本条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

25ページが改正文、26ページが新旧対照表でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第13 議案第19号 御代田町工業振興条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第13 議案第19号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

木内産業経済課長。

(産業経済課長 木内一徳君 登壇)

○産業経済課長(木内一徳君) 議案書の27ページをお願いします。

議案第19号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案について

御代田町工業振興条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

当町は、これまで企業支援制度として、本条例に基づき町内企業が実施した設備投資に対し、新たに課税されることとなる固定資産税に相当する額の全部または一部について、3年間にわたり、段階的に補助金を交付してきました。しかし、現制度では、企業にとって補助金が受けられるのは、固定資産税を納付した翌年になること、また、補助金による収入が法人税、法人事業税、法人県民税、法人町民税の対象になることから、町からの実質支援額が目減りすることとなっていました。

今回、本条例を一部改正し、制度を見直して、企業支援のより一層の充実を図り、企業による設備投資及び企業活動の促進につなげていきたいと考えています。

改正の概要は、設備投資に伴う固定資産税を、新たに課税されることとなる年度から3年間、全額課税免除とします。また、条例の一部改正に伴い、文言や様式等、所要の改正を行いました。

附則としまして、本条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

経過措置として、令和7年1月1日以前に、町内工場誘致地区において工場用地を取得し、または工場を新設し、もしくは増設する者については、なお従前の例によるものとしています。

28ページから36ページが改正文、37ページから47ページが新旧対照表でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第14 議案第20号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第14 議案第20号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

木内産業経済課長。

(産業経済課長 木内一徳君 登壇)

○産業経済課長(木内一徳君) 議案書の48ページをお願いいたします。

議案第20号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案について

御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

先ほど説明いたしました工業振興条例の一部改正と同様に、企業支援のより一層の充実を図るため、本条例についても一部改正いたします。

本条例の一部改正についても、設備投資に伴う固定資産税を新たに課税されることとなる年度から3年間、全額課税免除とするものでございます。こちらの制度は、主に中小企業が対象でございます。

なお、本条例の一部改正に伴い、文言や様式等、所要の改正を行いました。

附則としまして、本条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

経過措置として、令和7年1月1日以前に、町内において、工場もしくは店舗を新設し、または増設する者については、なお従前の例によるものとしています。

49ページから55ページが改正文、56ページから64ページが新旧対照表でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第15 議案第21号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第15 議案第21号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

(税務課長 山本喜久男君 登壇)

○税務課長(山本喜久男君) 議案書の65ページをお願いします。

議案第21号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の66ページから67ページには改め文、68ページから72ページには新旧対照表となっております。

先ほど、議案第19号、20号において、産業経済課の条例改正について説明されましたが、それに関連し、御代田町町税条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

改正理由ですが、町内の産業振興施策の一つとして、設備投資により取得した一定の固定資産について、固定資産税相当額の一部を奨励補助金として交付しております。より効果的に、かつ効果が広範に及ぶ支援策とするため、補助金の交付ではなく、固定資産税の課税を3年度分に限り免除する方法とすることに伴い、所要の改正をするものであります。

改正概要といたしましては、奨励補助金から課税免除とするための規定の整備をします。改正後の御代田町工業振興条例に基づき、指定を受けた者の指定を受けた範囲の固定資産について、最初の課税年度から3年度分に限り課税免除をいたします。

そして、改正後の御代田町商工業振興条例に基づき、指定を受けた者の指定を受けた範囲の固定資産について、最初の課税年度から3年度分に限り課税免除をいたします。それに伴い、その他関係法令改正に伴う引用条例の改正を行います。

68ページから72ページの新旧対照表をお願いいたします。

第36条の2町民税の申告では、関係法令の改正に伴う項ずれによる改正です。

その下、第62条の2固定資産税の課税免除ですが、産業振興の支援のための奨励補助金の交付について、補助金交付ではなく課税免除とするための改正を行います。

70ページから72ページにおかれましては、第63条の2、第89条、第139条の3、第149条につきましては、関係法令の改正に伴う項ずれによる改正であります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 16 議案第 22 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 16 議案第 22 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） 議案書 73 ページをご覧ください。

議案第 22 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

御代田町長 小園拓志

改正理由でございます。

本条例は、御代田町消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に政令が定められ、それを基に規定されております。

令和 6 年 12 月に給与法の一部が改正され、俸給表が改定されたことから、損害保障の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養手当支給額について改正がなされました。これを受けて、非常勤消防団員等に関する損害補償の基準を定める政令の一部が改正されます。上位法令が改正されることに伴いまして、本条例の一部について所要の改正を行うものであります。

附則としまして、1 に施行期日、令和 7 年 4 月 1 日から、2 に経過措置を記載してございます。

74、75 ページが改め文、76、77 ページが新旧対照表となっております。

説明は以上となります。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 17 議案第 23 号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 17 議案第 23 号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） 議案書 78 ページをご覧ください。

議案第 23 号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案を、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由でございます。

本条例は、御代田町消防団に勤務し、その後退団する消防団員に支給する退職報償金の額等につきまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に基づき定められております。

このたび、消防団員の処遇改善を図り、シニア層の活躍を推進させるため、責任共済令の一部が改正されます。上位法令が改正されることに伴いまして、本条例の一部について所要の改正を行うものであります。

附則としまして、1 に施行期日、令和 7 年 4 月 1 日から、2 に経過措置を記載してございます。

79、80 ページが改め文、81 ページが新旧対照表となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 18 議案第 24 号 令和 7 年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 18 議案第 24 号 令和 7 年度御代田町一般会計予算案

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書82ページをお開きください。

最初に、議案書の訂正をお願いしたいと思います。

本文のところにある地方自治法第211条第1項の規定により、「令和6年度」となっておりまして、ここを「令和7年度」に訂正のほうをお願いしたいと思います。大変申し訳ありません。

それでは、令和7年度御代田町一般会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和7年度御代田町一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

84ページをお願いいたします。

令和7年度の御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億4,188万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の

経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次のページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、議案書とは別資料になります。資料番号1のほうで説明いたします。資料番号1をご覧ください。

予算総額は95億4,188万7,000円で、前年度に比べ5億4,458万1,000円、6.1%の増となっております。

令和7年度当初予算は、こども家庭センターを新設し、猛暑対策や防災対策を進めるとともに、都市計画道路東原西軽井沢線に着工するため、大きく増えた予算となっております。

それでは、歳入でございます。

款1町税です。町税全体で前年比1.5%の増となっております。

項1町民税は、本年度予算額10億7,829万5,000円で、前年比で170万4,000円の増となっております。このうち、個人町民税は9億2,847万3,000円で、給与所得は増加する見込みですが、全体額としては前年比で263万4,000円の減となっております。

法人町民税では1億4,982万2,000円で、企業の申告状況などから、前年比で414万8,000円の増額を見込んでおります。

次に、項2の固定資産税は、予算額12億8,100万9,000円で、前年比3,920万3,000円の増です。主に新築家屋の増加を見込むとともに、長野県企業局の森泉湯川発電所に係る固定資産交付金を新たに計上しております。

続きまして、款2の地方譲与税から款10の地方特例交付金まで、こちらにつきましては、県の収入見込みから予算計上しまして、合計で前年比385万5,000円の増額の予算となっております。

2ページをお願いします。

款11地方交付税は、予算額で16億2,786万6,000円で、前年比で1億1,786万6,000円の増です。こちら普通交付税につきましては、国の地方財政政策などから1.6%の増額交付を見込んでおります。特別交付税につきましては、地域おこし協力隊に関する経費分1,786万6,000円を増額計上しております。

款 15 国庫支出金、項 1 の国庫負担金です。こちら 7 億 1,324 万 4,000 円で、前年度比で 1 億 2,725 万 5,000 円の増額となります。まず児童手当負担金です。こちらが 2 億 9,931 万 2,000 円で、令和 6 年の 10 月に所得制限が撤廃されたことによりまして、前年比で 9,771 万 8,000 円の増額を見込みました。

項 2 の国庫補助金では、町道東原西軽井沢線の整備など、都市構造再編集中支援事業補助金としまして 2 億 8,231 万 5,000 円、それから、社会資本整備総合交付金としまして、無電柱化まちづくり補助金として 5,000 万円を計上しております。

款 16 の県支出金、項 2 の県補助金です。こちら予算額 2 億 1,757 万 6,000 円で、前年比で 5,154 万 4,000 円の増を見込みました。UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金、こちらが前年比で 2,263 万 2,000 円増の 3,043 万 2,000 円、それから、新たに GIGA スクール構想補助金としまして、1,701 万 3,000 円を計上しております。

続きまして、款 18 の寄附金については、予算額 6 億 3,650 万 2,000 円で、前年比約 3,000 万円の増で計上しております。個人のふるさと納税寄附金につきましては、前年度同額の 6 億円を計上したほか、企業版ふるさと納税寄附金で、新たに 3,000 万円を見込んでおります。

3 ページをお願いします。

款 19 繰入金、項 1 の基金繰入金、予算額 6 億 8,865 万 5,000 円で、前年比 1 億 3,201 万 9,000 円の増となっております。財政調整基金からの繰入金は 5,000 万円、それから、ふるさと納税基金からの繰入金を大きく増やしまして、5 億 8,250 万円を繰り入れまして、様々な町の単独事業など、こういったところの財源に充当しております。

款 22 の町債、8 億 5,610 万円で、前年度に比べ 3,955 万 9,000 円の増となっております。土木事業に関する町債のほか、中学校体育館のエアコン設置に関して緊急防災・減災事業債、こちらを 1 億 3,290 万円、それから、やまゆり保育園の大規模改修工事に対する子ども・子育て支援事業債、こちらを 7,760 万円を計上しております。

歳入合計で 95 億 4,188 万 7,000 円の予算となっております。

続きまして、4ページをお願いします。

歳出になります。

款2の総務費は、全体額の前年比としまして、8,116万2,000円、4.6%の増となっております。このうち、項4の選挙費です。御代田町議会議員一般選挙と参議院議員の通常選挙、これらによりまして、前年比で2,738万2,000円の増額となっております。

款3民生費の全体費では、約6.9%の増となっております。

項1の社会福祉費です。こちら予算額で11億7,014万1,000円で、前年比で4,339万9,000円の増となっております。こちら障害者自立支援給付費について、重度訪問介護と就労継続支援A型、こちらの利用増加によりまして、前年比で4,778万円ほど増加しております。

項2の児童福祉費は15億2,268万円で、前年から1億3,131万1,000円の増となっております。こちら、歳入でも申し上げましたとおり、児童手当の所得制限撤廃によりまして、前年比で7,826万円増額の計上をしております。また、やまゆり保育園大規模改修事業費としまして、8,626万5,000円を計上しまして、改修内容は、新たに会議室や更衣室、倉庫、こういったものを設ける工事になります。このほか、こども家庭センター新設による経費としまして、2,497万6,000円を計上しております。

款4の衛生費は、前年比で6.6%の増となっております。妊娠数などにより支給される妊婦のための支援給付交付金、こちらで1,250万円、それから、井戸沢最終処分場のフェンスの改修工事としまして1,125万円、このほか、各種検診の受診率の増加によりまして、予算額のほうが増えております。

款6農林水産業費は、前年比で20.3%の増となっております。

項3の農地費につきましては、1億6,034万8,000円で、前年比で5,264万4,000円の増となっております。こちら農業用水等の維持補修工事で、この中で、雪窓湖の遊歩道整備工事3,000万円などを計上しております。

款7の商工費につきましては、前年比で9,278万8,000円、80%の増となっております。工業振興奨励補助金は、前年比で1,605万円の増、それから、UIJターン就業・創業移住支援金では3,062万5,000円の増、新たな取り組みとしまして、移住・定住関係と町のPR事業に関する地域おこし協力隊関係経

費、こちらについて1,791万4,000円を盛っております。

それから、町内へのUターンや移住・定住、それから、町内企業への人材確保につなげるための企業ガイド作成事業や、町の魅力発信イベント関係の経費、こういったものによりまして、全体で増額となっております。

5ページ、お願いいたします。

款8の土木費についてです。こちら、前年比で1億7,642万5,000円の減、マイナス9.2%となっております。

項2の道路橋梁費、こちらでは、予算額が12億3,029万5,000円で、前年比で2億5,309万4,000円の減額となっております。令和7年度に着工する東原西軽井沢線の整備を主とした都市構造再編集中支援事業、こちらで6億386万1,000円を計上しております。また、町単独道路新設改良事業につきましては、1億8,235万4,000円を計上しまして、こちらでは水原七口線、それから向原西ノ畑線などの道路改良工事を予定しております。

続いて、橋梁修繕事業では、源平橋の補修に係るしなの鉄道との施工管理委託など、こういったことから1億5,000万円を計上しております。

項4の都市計画費は、本年度予算額で3億7,586万2,000円で、前年比で5,480万1,000円の増となっております。宅地開発における新設電柱の抑制を図るため、国の補助制度を活用した無電柱化まちづくり促進事業補助金として、1億円を計上しております。また、やまゆり公園の遊具更新工事などで、2,654万6,000円を計上しております。

款9の消防費につきましては、前年比で1億3,229万円、40.6%の増となっております。第9分団「西軽井沢」の詰所建設工事で3,535万4,000円、それから、第2分団「馬瀬口」の積載車更新費用で1,051万9,000円、それから、消防署の車庫前の舗装修繕としまして1,252万円など、消防の施設整備を図るほか、大規模災害時におけるトイレ不足に備えるためのトイレトレーラー導入費として、2,653万4,000円を計上しております。

款10の教育費では、前年比で1億5,461万8,000円、20.5%の増となっております。

項1の教育総務費では、予算額1億3,255万4,000円で、前年比で5,323万5,000円の増となっております。GIGAスクール構想の学習用端

末の更新時期を迎えまして、来年度は中学生の端末更新を予定しております。購入費用として2,761万円、それから、ソフト使用料として1,135万1,000円を計上しております。

それから、項3の中学校費では、予算額2億2,016万3,000円で、前年比で1億4,117万8,000円の増となっております。中学校での教育環境の向上と、災害時の避難所としての熱中症対策を図るために、体育館に冷房を設置するための経費としまして1億3,295万7,000円、このほか、4年に一度の教科書改訂によりまして、購入費として1,023万6,000円を計上しております。

続いて、項5の保健体育費では、新たな社会体育施設の建設に向けて基本計画を策定していくため、新社会体育施設基本計画等委託料500万円を計上しております。

また、項6の学校給食費では、物価高騰が続く中、食材費を確保するため、給食材利用費としまして、8,795万9,000円を計上しております。

歳出合計の予算額が95億4,188万7,000円となっております。

それでは、議案書のほうに戻っていただきまして、90ページ、お願いいたします。

「第2表 地方債」になります。

起債の目的、限度額、続けて申し上げます。

まず、大きな起債としましては、公共事業等の3億8,810万円があります。こちら、土木事業で主に使うものでございます。それから、中段から下にあります緊急防災・減災事業2億4,610万円、こちらが、中学校のエアコンですとかトイレトレーラー、そういったものに使う起債となっております。このほかは、表に記載のとおりで、全部で12事業の起債を予定しておりまして、合計で8億5,610万円の地方債を予定しております。

起債の方法につきましては、証書借入または証券発行を予定しております。利率につきましては年4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率としております。

償還の方法としましては、政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えることがで

きるものとしております。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は１時３０分より再開します。

（午前 11 時 57 分）

（休 憩）

（午後 1 時 30 分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

荻原総務課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

荻原総務課長。

○総務課長（荻原春樹君） お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

議会招集挨拶、町長、挨拶をいたしました。その中で、ちょっと訂正がございまして、発言をさせていただきます。

招集挨拶の１ページになりますが、後段の役場の組織改革のところの２段落目になります。現在、御代田町役場の組織体制は平成１９年度に構築されたものです。課の数で言いますと、町長部局８課あり、他に議会事務局、教育委員会事務局ということで全部で１０課ありますとございますが、私、招集挨拶の素案を書いたおりに、数え間違いがございまして、町長部局に９課、全部で１１課と訂正をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

また、後日、こちら差し替えて掲示をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

―――日程第１９ 議案第２５号 令和７年度御代田財産区特別会計予算案

について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１９ 議案第２５号 令和７年度御代田財産区特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の２１６ページをご覧ください。

議案第25号 令和7年度御代田財産区特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和7年度御代田財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

218ページをお願いします。

令和7年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,258万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちら、令和7年2月10日に開催しました御代田財産区管理会において同意を得たものでございます。

続きまして、219ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算になります。

まず、歳入です。

款1財産収入、項1財産運用収入、本年度予算額248万1,000円となっております。こちら財産区が所有する土地の貸付料、それから財政調整基金の預金利子の収入になっております。

項2財産売払収入、こちら本年度予算額1,000円で、科目を設定してございます。

款2繰入金、項1基金繰入金です。1,010万円の予算を計上しております。こちら財源とするため、財政調整基金からの繰入金を見込んでおります。

款3繰越金、款4諸収入につきましては、それぞれ1,000円ずつ科目設定をしてございます。

歳入合計1,258万4,000円の予算となっております。

続きまして、220ページをお願いします。

歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費です。本年度予算額1,252万8,000円です。

こちらの内訳としましては、財産区の所有する土地の下刈り委託料としまして640万円、それから各区への管理委託料として400万円、そのほか財産区の委員報酬94万6,000円などを計上してございます。

款2予備費につきましては、5万6,000円を計上しまして、歳出合計1,258万4,000円の予算となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第20 議案第26号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計予算案

について――

○議長（荻原謙一君） 日程第20 議案第26号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の225ページになります。

議案第26号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和7年度小沼地区財産管理特別会計予算案を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

227ページお願いします。

令和7年度小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,681万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちらは、令和7年2月10日付で、小沼地区財産管理委員会の同意を得たものとなっております。

228ページお願いします。

第1表 歳入歳出予算になります。

まず、歳入になります。

款1 財産収入、項1 財産運用収入、本年度予算額は1万円です。こちらは土地の貸付料、それから財政調整基金の利子収入になっております。

項2 財産売払収入、本年度予算額は2,679万8,000円です。こちら小沼地区財産管理会で所有する土地1か所について売払いを計画しておりまして、その収入を見込んでおります。

款2 繰入金、項1 基金繰入金です。こちらについては、今年度ございません。

款3 繰越金、款4 諸収入につきましては、それぞれ1,000円ずつを計上しまして、科目を設定しております。

歳入合計2,681万円の予算となっております。前年度と比較しまして増えているのは、土地の売払収入を見込んだため、そのため増えている予算となっております。

229ページをお願いします。

歳出になります。

款1 総務費、項1 総務管理費です。本年度予算額2,681万円です。

こちらは、小沼地区への林野管理委託料としまして261万3,000円、それから土地の価格鑑定と測量費、そういったもので90万6,000円の経費がかかりまして、歳入の土地の売払収入から管理費・経費を差し引いた余剰金につきまして、財政調整基金への積立金として2,280万4,000円を計上しております。

歳出合計で2,681万円の当初予算となっております。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第21 議案第27号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第21 議案第27号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) 議案書の234ページをご覧ください。

議案第27号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

236ページをご覧ください。

令和7年度御代田町の国民健康保険(事業勘定)特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億4,921万1,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

237ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1項1国民健康保険税、本年度予算額3億7,001万6,000円の計上で、前年度比2.3%の増となっております。現年度徴収率は96.3%での算出でございます。

また、被保険者数は3,430人で試算をしております。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、こちらは、国保税督促手数料としまして、22万5,000円の計上でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、こちらは社会保障・税番号制度システム整備費補助金と災害臨時特例補助金で、それぞれ1,000円の科目設定をしているのでございます。

款4 県支出金、項1 県補助金11億2,180万3,000円の計上で、前年度比2.4%の増となっております。こちらは、市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金等、医療費の適正化に向けた取り組みや、生活習慣病予防事業等の取り組みに応じて交付される特別交付金となっております。

款5 財産収入、項1 財産運用収入、こちらは基金利子として13万7,000円の計上でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金9,423万1,000円の計上で、前年度比1.9%の減となっております。一般会計からの繰入れで、保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

款7 項1 繰越金、こちら6,000万円を計上しております。

款8 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、こちらは222万4,000円の計上でございます。

項2 受託事業収入、こちら27万円の計上でございます。令和5年10月より導入されたインボイス制度に対応するためのものでございます。

項3 雑入30万3,000円の計上としております。

歳入合計16億4,921万1,000円の予算となっております。

続いて、238ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、本年度予算額510万2,000円の計上で、前年度とほぼ同額となっております。委託料、通信運搬費が主なものでございます。

項2 徴税费、賦課徴収費としまして、505万9,000円の計上でございます。こちら、システム委託料が主なものとなっております。

項3 運営協議会費19万4,000円の計上は、国保運営協議会の委員報酬、こちら9名分ですとか、研修会への参加日当でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 9 億 5,548 万 8,000 円の計上は、療養給付費、療養費等でございまして、前年度比 1.6% の増となっております。こちら前年度の給付見込み等に基づいて試算をしているものでございます。

項 2 高額療養費 1 億 4,184 万 9,000 円の計上で、前年度比 10.3% の増となっております。こちら前年度の見込みからの試算でございます。

項 3 出産育児一時金 750 万 4,000 円の計上で、前年度と同額でございます。出産育児一時金として、15 件分を見込んでおります。

項 4 葬祭諸費 150 万円の計上で、こちら前年度と同額の計上でございます。葬祭諸費としまして、30 件分を見込んでおります。

項 5 傷病手当諸費ですが、こちらの計上はございません。

款 3 国民健康保険事業費納付金、こちらは市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で、県より示された額での計上となっております。県が市町村に対して交付する保険給付費等、交付金の財源とするため、納付金を町が県に納めます。納付金については、次の 3 項となっております。

項 1 医療給付費 3 億 992 万 6,000 円の計上で、前年度比 9.3% の増でございます。

項 2 後期高齢者支援金等 1 億 3,084 万 6,000 円の計上で、前年度比 1.2% の増でございます。

項 3 介護納付金 4,449 万 3,000 円の計上で、前年度比 2.4% の減でございます。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費 2,063 万 8,000 円の計上で、こちらは特定健康診査等の事業費となっております。

項 2 保健事業費 877 万 7,000 円の計上で、レセプト点検職員の賃金、それから人間ドックの補助金などとなっております。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 314 万 9,000 円の計上で、こちらは一般被保険者還付金、国や県への返還金等の計上でございます。

款 6 項 1 基金積立金 14 万円の計上でございまして、こちらは基金利子分の積立でございます。

款 7 項 1 予備費 1,454 万 6,000 円の計上でございます。

歳出合計 16 億 4,921 万 1,000 円の予算となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 2 2 議案第 2 8 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 2 2 議案第 2 8 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の 2 5 3 ページをご覧ください。

議案第 2 8 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提出

御代田町長 小園拓志

2 5 5 ページをご覧ください。

令和 7 年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 億 6 , 2 1 4 万 8 , 0 0 0 円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 , 0 0 0 万円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

256 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1 保険料、項1 介護保険料、本年度予算額3億26万7,000円の計上で、前年度比5.3%の増となっております。基準月額は5,160円で、普通徴収の現年度徴収率は97%で算出をしております。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金76万6,000円の計上で、こちらは介護予防事業を利用する皆様の負担金となっております。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、督促手数料としまして、4万8,000円の計上でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金2億52万1,000円の計上で、前年度比1.3%の増となっております。こちらは介護給付費に係る国庫負担金でございます。

項2 国庫補助金4,792万8,000円の計上で、こちらは調整交付金と地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金等となっており、前年度比8.3%の減でございます。

款5 項1 支払基金交付金3億1,428万円の計上で、前年度とほぼ同額となっております。こちらは主に介護給付費に係る支払基金交付金でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金1億6,760万6,000円の計上で、前年度比1.2%の減でございます。こちらは介護給付費に係る県負担金でございます。

項2 県補助金995万3,000円の計上で、前年度比0.8%の増でございます。こちらは地域支援事業に係る県補助金となっております。

款7 財産収入、項1 財産運用収入、こちら、基金の利子としまして1万2,000円の計上でございます。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、2億826万1,000円の計上で、一般会計から介護給付費、地域支援事業等、それから低所得者保険料軽減分、また職員給与等への繰入となっております。前年度比1.0%の減でございます。

款9 項1 繰越金、こちら1,000万円の計上でございます。

款 1 0 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料 1 0 万円の計上でございます。

項 2 サービス収入 2 4 0 万 3, 0 0 0 円の計上で、要支援 1、2 の方の居宅介護予防支援サービス計画費となっております。

項 3 雑入 3, 0 0 0 円の計上でございます。

歳入合計 1 2 億 6, 2 1 4 万 8, 0 0 0 円の予算でございます。

2 5 7 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

款 1 項 1 総務費、本年度予算額、1, 8 1 9 万 9, 0 0 0 円の計上で、こちらはシステムの委託料や借上料、また、佐久広域連合介護認定審査会負担金等の計上となっております。

款 2 項 1 保険給付費 1 1 億 3, 2 7 0 万 8, 0 0 0 円の計上で、金額としましては前年度とほぼ同額となりましたが、積算の内容につきましては、利用者の増減の影響によって大きな動きがございます。

主なものとしては、居宅介護サービス給付費で 4, 3 3 2 万 6, 0 0 0 円の増、施設介護サービス給付費で 3, 6 4 9 万 9, 0 0 0 円の減、介護予防サービス給付費で 5 2 4 万 6, 0 0 0 円の減などがあり、差し引きでは 0. 1 %、1 6 8 万 2, 0 0 0 円の増となりました。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 5, 5 6 6 万 4, 0 0 0 円の計上で、前年度比 7. 5 % の増となっております。こちらは、人件費や地域包括支援センターの運営経費が主なものとなっております。

項 2 介護予防・生活支援サービス事業費 3, 1 3 4 万 1, 0 0 0 円の計上で、前年度比 1 7. 7 % の減となっております。訪問型サービスや通所型サービスの委託料、負担金の計上でございます。

項 3 一般介護予防事業 2 1 1 万 1, 0 0 0 円の計上で、介護予防普及啓発事業として、介護予防教室、こちら、生きがい教室でございますすとか、生活介護支援サポーター養成事業、口腔機能向上教室等の経費でございます。

また、新規事業としまして、地域支え合い型移動支援活動補助として、4 7 万 6, 0 0 0 円を計上しております。こちらは、地域住民が自家用車で高齢者の移動を支援するに当たり、必要な保険料や運転手に対する手当及び燃料費の一部を補助するものでございます。

款 4 項 1 基金積立金、こちら 2 万円ですが、こちらは基金の利子分の積立でございます。

款 5 項 1 諸支出金 5 0 万 3, 0 0 0 円の計上で、こちら保険料等還付経費となっております。

款 6 項 1 予備費 2, 1 6 0 万 2, 0 0 0 円の計上でございます。

歳出合計 1 2 億 6, 2 1 4 万 8, 0 0 0 円の予算となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 2 3 議案第 2 9 号 令和 7 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 2 3 議案第 2 9 号 令和 7 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の 2 7 4 ページをご覧ください。

議案第 2 9 号 令和 7 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提出

御代田町長 小園拓志

2 7 6 ページをご覧ください。

令和 7 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5, 7 3 9 万 8, 0 0 0 円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

277ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1項1後期高齢者医療保険料、本年度予算額2億301万2,000円の計上で、こちらは長野県後期高齢者医療広域連合の試算によりまして、前年度比8.3%の増となっております。普通徴収、現年度徴収率は98.5%の試算でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、こちらは督促手数料で3万円の計上でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金4,976万9,000円の計上で、前年度比5.9%の増となっております。こちらは事務費、保険基盤安定保険事業費に対する繰入でございます。

款4項1繰越金、こちら10万円の計上でございます。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、5万円の計上でございます。

項2償還金及び還付加算金50万5,000円の計上でございます。

項3雑入393万2,000円の計上で、健診事業費広域連合支出金や特別調整交付金となっております。

歳入合計、2億5,739万8,000円の予算でございます。

次ページ、278ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、本年度予算額214万2,000円の計上で、通信運搬費、システム保守委託料等が主なものでございます。

項2徴収費、賦課徴収経費としまして、92万7,000円の計上でございます。

款2項1後期高齢者医療広域連合納付金2億4,712万4,000円の計上で、前年度比7.3%の増となっております。保険料等負担金、保険基盤安定負担金で、広域連合から示された額での計上となっております。

款3保健事業費、項1健診事業費388万円の計上で、後期高齢者の健診委託料等となっております。

項2保健事業費272万円の計上ございまして、こちらは人間ドックの補助金でございます。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 5 0 万 5 , 0 0 0 円の計上でございます。

款 5 項 1 予備費で 1 0 万円の計上でございます。

歳出合計 2 億 5 , 7 3 9 万 8 , 0 0 0 円の予算でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 2 4 議案第 3 0 号 令和 7 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計予算案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 2 4 議案第 3 0 号 令和 7 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） 議案書 2 8 6 ページをご覧ください。

議案第 3 0 号 令和 7 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を、別冊のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提出

御代田町長 小園拓志

2 8 8 ページをご覧ください。

令和 7 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 7 万 9 , 0 0 0 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次の 2 8 9 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1 県支出金、項1 県補助金10万2,000円は、償還推進事業事務費の補助対象となる4分の3相当の補助金でございます。

続いて、款2 項1 繰越金4万円は、令和6年度からの繰越見込額でございます。

款3 諸収入、項1 貸付金元利収入93万6,000円は、滞納分の収入見込額でございます。

項2 延滞金、加算金及び過料1,000円は、科目設定でございます。

歳入合計が107万9,000円となります。前年度と比較して90万6,000円の減額でございます。

次の290ページをご覧ください。

歳出です。

款1 土木費、項1 住宅費107万9,000円は、職員研修旅費、消耗品費、光熱水費、使用料、研修会負担金及び一般会計への繰出金でございます。

歳出合計が107万9,000円で、前年度と比較して90万6,000円の減額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第25 議案第31号 令和7年度御代田小沼水道事業会計予算案

について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第25 議案第31号 令和7年度御代田小沼水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） すみません。説明の前に、議案書の訂正がございます。

297ページに掲載しております令和7年度御代田小沼水道事業実施計画（消費税込）というものと、301ページにも同じものが掲載してございますが、この297ページは不要となりますので、大変申し訳ありませんが、削除ということで

訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

295 ページをご覧ください。

議案第31号 令和7年度御代田小沼水道事業会計予算案について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和7年度御代田小沼水道事業会計予算を、別冊のとおり提出します。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

298 ページをご覧ください。

(総則)

第1条 令和7年度御代田小沼水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水件数は4,700件。

第2号 年間総有収水量は86万2,000m³を見込んでおります。

第3号 1日平均有収水量は2,362m³を見込んでおります。

第4号 主な建設改良工事の上水道改良総事業費は、1億6,450万2,000円で、前年比6,253万円の減額となっております。

令和7年度は、西軽井沢地区及び一里塚地区の配水管布設替工事及び旧塩野配水池の撤去工事、西軽井沢配水池系総配水管撤去工事が主なものとなっております。

続いて、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入につきましては、第1款水道事業収益は2億1,008万7,000円で、前年度と比較して99万4,000円の増額となります。

その内訳としまして、第1項営業収益1億8,741万3,000円、前年比61万8,000円の増でございます。水道料金と消火栓管理料が主な収入でございます。

第2項営業外費用2,267万4,000円、前年比37万6,000円の増額でございます。こちらは、減価償却費の補助金相当分及び基金積立利息が主なものとなっております。

続いて、支出につきましては、第1款水道事業費用2億909万9,000円で、前年度と比較して582万4,000円の増額となります。

その内訳としまして、第1項営業費用2億462万4,000円は、水質検査手数料、浅麓水道企業団からの受水費、水道メーター検針委託、水道メーターの有効期間満了に伴う修繕及び職員3名分、会計年度任用職員1名分の総係費でございます。

第2項営業外費用397万5,000円は、企業債利息及び消費税還付でございます。

第3項特別損失はございません。

第4項予備費は50万円です。

次の299ページをご覧ください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額の1億6,901万2,000円は、建設改良積立金1億1,447万2,000円及び損益勘定保留資金として、減価償却費から長期前受金を差し引いた額に、収益的収支の利益を加えた5,454万円で補填するものいたします。

収入につきましては、第1款資本的収入は4,259万円で、前年度と比較して2,400万円の増額となります。

内訳ですが、第1項企業債1,800万円は、蟻ヶ沢水源紫外線処理施設整備工事設計委託費2,400万円から国庫補助金600万円を引いた額を借入れます。詳細は第5条でお示ししてあるとおりでございます。

第2項工事負担金でございますが、1,859万円は新規加入金130件分を見込んでおります。

第3項補助金600万円は、蟻ヶ沢水源紫外線処理施設整備工事設計委託に係る国庫補助事業で、事業費2,400万円の4分の1補助となっております。

支出につきましては、第1款資本的支出は2億1,160万2,000円で、前年度と比較して5,857万6,000円の減額となっております。

内訳ですが、第1項建設改良費1億7,166万2,000円は、蟻ヶ沢水源紫外線処理施設の設計委託料、それから令和6年度から2年目となるアセットマネジメ

ント水道基本計画策定委託料、西軽井沢地区及び一里塚地区の配水管布設替工事、旧塩野配水池撤去工事が主なものとなります。

第2項企業債償還金は、3,794万円でございます。

第3項予備費は、200万円です。

続いて、企業債。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

こちら先ほど来、説明しております蟻ヶ沢水源紫外線処理施設整備設計委託費2,400万円に係る起債の借入れでございます。水道事業債900万円、一般会計出資債900万円としまして、いずれも充当率100%、交付税措置率50%となっております。起債の目的は、水道事業でございます。限度額1,800万円、起債の方法は証書借入または証券発行でございます。利率は年4.00%以内、償還の方法は、借入の日から据置期間を含めて40年以内に償還する。

なお、都合により据置期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えをすることができます。

続いて、300ページをご覧ください。

一時借入金。

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定めます。

続いて、議会の議決を得なければ流用することができない経費。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

第1号としまして、職員給与費3,496万8,000円は、総係費の給料、手当及び福利厚生費でございます。

第2号交際費、5万円は塩野上宿用水組合の会合費でございます。

続いて、たな卸資産購入費。

第8条 たな卸資産の購入限度額は、492万5,000円と定める。こちらは水道メーターの既存検定満了分と新築時に設置する分の購入費となります。

続いて、301ページは、令和7年度御代田小沼水道事業実施計画でございます。

飛びまして、306ページは、令和6年度の予定損益計算書。

307ページから309ページは、令和6年度の予定貸借対照表。

310ページから312ページは、令和7年度の予定貸借対照表。

313ページは、令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書を参考資料として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第26 議案第32号 令和7年度御代田町下水道事業会計予算案

について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第26 議案第32号 令和7年度御代田町下水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） 議案書316ページをご覧ください。

議案第32号 令和7年度御代田町下水道事業会計予算案について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和7年度御代田町下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出します。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

318ページをご覧ください。

令和7年度御代田町下水道事業予算です。

（総則）

第1条 令和7年度御代田町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、排水件数は、7,170件を見込んでおります。

第2号、年間総排水量は、140万5,250m³を見込んでおります。

第3号、1日平均排水量は、3,850m³を見込んでおります。

第4号、建設改良費は7億3,537万2,000円で、令和6年度テレビカメラ

調査による西軽井沢地区管渠改築設計委託費、それからストックマネジメント実施計画による御代田浄化管理センターの機械、監視制御、受変電設備の改築工事、マンホールポンプ改築工事等が主なものとなっております。

続いて、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入につきましては、第1款下水道事業収益は、6億9,490万5,000円です。前年度と比較して、8,852万2,000円の増となっております。

内訳ですが、第1項営業収益3億7,245万1,000円、前年比2,199万6,000円の増でございます。

公共下水道、農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業の下水道使用料金等督促手数料となっております。

続いて、第2項営業外費用3億2,245万4,000円、前年比6,652万6,000円の増となっております。

こちらは公共下水道、それから農業集落排水事業、個別排水事業の3事業へ一般会計からの補助金及び減価償却費の補助金相当分が主なものとなっております。

支出につきましては、第1款下水道事業費用6億2,873万5,000円、前年度と比較しまして2,546万4,000円の増となっております。

第1項営業費用5億9,314万2,000円は、公共下水道、農業集落排水事業の各処理場の維持管理業務委託及び職員3名分の総係費でございます。

第2項営業外費用3,404万3,000円は、企業債利息でございます。

第4項予備費は、155万円でございます。

319ページをご覧ください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額の1億444万5,000円は、固定資産に関わるものでございまして、当年度分の損益勘定留保資金として減価償却費から長期前受金を差し引いた額、1億444万5,000円で補填するものでございます。

続いて、収入です。

第1款資本的収入は、11億2,128万2,000円です。前年度と比較しまし

て、3億8,086万1,000円の増となっております。

第1項企業債、6億8,870万円は、下水道事業債、資本費平準化債、公営企業会計適用債、いずれも公共下水道事業分でございます。

第2項補助金、2億4,420万円は国庫補助金で、公共下水道事業の処理場の機械電気設備改築工事が主な補助対象となっております。

第3項他会計出資金、1億4,900万円は一般会計繰入金でございます。公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業分でございます。

続いて、第6項負担金等3,938万2,000円は、公共下水道区域及び特定環境保全下水道区域の受益者負担金でございます。

続いて、支出につきましては、第1款資本的支出、12億2,572万7,000円でございます。前年度と比較して、2億9,501万4,000円の増額となります。

まず、第1項建設改良費7億3,537万2,000円は、西軽井沢地区の管渠改築設計委託費、ストックマネジメント実施計画による御代田浄化管理センターの処理場、機械、監視制御、受変電設備改築工事、それからマンホールポンプの改築工事が主なものとなっております。

第3項企業債償還金は、4億9,035万5,000円でございます。

続いて、企業債。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

公共下水道事業の建設改良費に関わるもので、充当率100%、交付税措置率は下水道事業債と、次のページの公営企業会計適用債が49%、資本費平準化債が50%となっております。

上から順に読み上げます。起債の目的、下水道事業、限度額4億8,740万円、資本費平準化、限度額1億9,780万円。

次のページになります。

公営企業会計適用、限度額350万円です。

起債の方法、利率、償還の方法でございますが、起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は年4.00%以内、償還の方法ですが、借入の日から据置期間を含めて40年以内に償還する。

なお、都合により据置期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えを

することができるとしております。借入限度額の合計が、6億8,870万円となっております。

続いて、一時借入金。

第6条でございます。一時借入金の限度額は、5億円と定めます。

続いて、議会の議決を得なければ流用することができない経費。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

第1号職員給与費、1,553万円ですが、総係費の給料、手当及び法定福利費でございます。

続いて、他会計からの補助金。

第8条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,156万2,000円である。

内訳ですが、325ページの項2営業外収益、目02他会計補助金に計上しておりますので、ご覧ください。

次の321ページは、令和7年度当初予算実施計画収益的収入及び支出の収入でございます。

322ページが、支出でございます。

続いて、323ページは、資本的収入及び支出の収入でございます。

324ページが、支出となっております。

飛びまして、334ページ、こちらは令和6年度の当初予定損益計算書でございます。

335ページから336ページは、令和6年度の予定貸借対照表、337ページから338ページは、令和7年度の当初予算予定貸借対照表、339ページが令和7年度当初予算キャッシュ・フロー計算書を参考資料として添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時30分）

(休 憩)

(午後 2時44分)

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第27 議案第33号 令和6年度御代田町一般会計補正予算案（第9号）

について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第27 議案第33号 令和6年度御代田町一般会計補正予算案（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の342ページ、お願いします。

議案第33号 令和6年度御代田町一般会計補正予算案（第9号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町一般会計補正予算（第9号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書344ページをお願いします。

令和6年度の御代田町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億3,982万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億820万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の、第1表 歳入歳出予算補正につきましては、資料番号の3をお願いいたします。

まず、歳入の主なものから説明をいたします。

款1 町税、項1 町民税は、補正額6,563万7,000円の増額補正になります。個人町民税は、過年度分の申告や退職所得によりまして、8,443万5,000円の増額、それから法人町民税は、企業の申告実績などによりまして、1,879万8,000円を減額しました。

款11 地方交付税は、特別交付税について8月7日の豪雨災害による算定の増を見込みまして、3,000万円を増額するものです。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金は、補正額1億6,599万4,000円の減額で、都市構造再編集中支援事業と社会資本整備総合交付金事業など、事業費の確定による補助金の減額になります。

款16 県支出金、項2 県補助金では、新たに長野県価格高騰特別対策支援事業補助金1,514万3,000円を計上しております。物価高騰対策として、町民税均等割のみの課税世帯に対する給付金事業の補助金になります。

款18 寄附金は、補正額6,430万円の増額補正です。ふるさと納税寄附金は、昨年10月に大きな制度改正がありましたが、様々な対策をしまして維持することができたため、6,000万円を増額計上するものです。

款19 の繰入金、項1 基金繰入金は、補正額1億2,765万1,000円の減額です。歳入の状況から予備費を増やすことなく、財政調整基金を1億円減額する予算となっております。

款22 町債は、補正額1億6,190万円の減額で、主に公共事業等債について、都市構造再編集中支援事業と社会資本整備総合交付金事業、こういった事業費の確定によりまして減額をしております。歳入合計補正額3億3,982万3,000円の減額となっております。

2 ページ、お願いします。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費は6,930万9,000円の増額で、ふるさと納税寄附金の増額に伴う委託料と積立金の増額のほか、地域連携ICカード導入事業負

担金 1,274 万円を新たに計上しました。これは令和 7 年度にしなの鉄道が予定している交通系 IC カード、S u i c a の導入に関する負担金でありまして、国の補正予算で前倒し実施が決まったことから、今回、計上するものでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費では、新たに長野県価格高騰特別対策支援事業 1,073 万 5,000 円を計上しております。こちら物価高騰対策として、町民税均等割のみの課税世帯に対しまして給付金を支給するもので、1 世帯当たり 2 万円の給付金の 500 世帯分計上しております。さらに対象世帯の子ども加算分としまして、1 人当たり 2 万円のこちらは 200 人分についても児童福祉のほうで計上しております。

項 2 児童福祉費につきましては、3,698 万 6,000 円の減額で、町内の私立保育所保育委託料について、通園児童数と保育時間の実績から 2,422 万 1,000 円を減額するものです。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は、1,877 万 6,000 円の増額で、コロナウィルスワクチン接種に係る国庫負担金等返還金として、1,550 万 8,000 円を計上しております。令和 5 年度の接種体制確保事業、それから接種対策費の国庫補助金等負担金の確定に伴い、こちら国へ返還するものでございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費は、2 億 8,971 万 9,000 円の減額になります。このうち都市構造再編集中支援事業については、主に東原西軽井沢線の保証金と用地購入費等の確定によるもの。それから社会資本整備交付金事業では、川原田寺沢線の工事費や三ツ谷清万線の保証金など、こういったことの確定により減額するものでございます。

3 ページ、お願いします。

款 11 災害復旧費では、農林施設の単独災害復旧費について、事業費総額の見通しがついたことから 1,900 万円を減額するものです。

款 14 予備費は、1,139 万 6,000 円を減額しまして、歳出合計補正額 3 億 3,982 万 3,000 円の減額となっております。

議案書に戻りまして、348 ページ、お願いいたします。

第 2 表 繰越明許費になります。

繰越事業につきましては、全部で 29 事業、合計 10 億 5,209 万 4,000 円を計上しております。いずれも年度内の完了が見込めないため、繰り越しを計上し

たものでございます。主な事業について説明いたします。

まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費のうち、庁舎管理経費駐車場整備事業 8,631 万円は、整備工事について融雪剤倉庫等の建築工事によりまして、駐車場の舗装などに遅れが生じるため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款 6 農林水産業費のうち臨時農業振興給付金、農業者向け物価高騰対応給付金事業 4,270 万円と、款 7 商工費、物価高騰対応重点支援事業、事業者向け物価高騰対応給付金事業 2,330 万円は、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらを受けた事業になりまして、令和 7 年 4 月から申請を受け付けまして給付金を支給していくため、翌年度へ繰り越すものです。

続いて、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費のうち道路除雪事業 3,561 万 4,000 円、こちらは融雪剤保管積込倉庫建設に必要な資材について、被災地等の工事に優先されていて資材の供給が遅れていることから、工期内での完了ができないため、翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業道路修繕事業、8,847 万 6,000 円は、三ツ谷清万線。

次に、349 ページに行きまして、道路橋梁費の中で都市再生整備計画事業、3 億 2,175 万 9,000 円は、主に東原西軽井沢線の道路事業になりまして、それぞれ用地買収や保証金などで時間を要しまして、年度内の完了が見込めないため、こちらを繰り越すものでございます。

項 4 都市計画費は、公園管理経費雪窓公園整備事業 5,659 万 5,000 円、こちらは先ほどと同様に、被災地等の影響で必要な資材の供給が遅れていることから、翌年度へ繰り越すものでございます。

款 10 教育費、項 4 社会教育費、歴史的遺産・民俗文化施設ふれあい収蔵庫建設事業 6,648 万 2,000 円は、開発許可申請などに時間を要したため、全体工期が遅れてしまったため、こちらも翌年度へ繰り越すものでございます。

款 11 災害復旧費は、農林水産施設、それから公共土木施設ともに、8 月 7 日の豪雨災害の災害復旧工事につきまして、十分な工期を確保するため、翌年度へ繰り越すものでございます。

350 ページをお願いします。

第 3 表の地方債補正になります。こちら地方債の変更になります。このうち、一

般事業につきましては、補正後の限度額を2,200万円としまして、1,520万円の増額をするものです。こちら、しなの鉄道のICカード、Suica導入と安全対策に係る起債の増額になっております。このほかの起債につきましては、それぞれ補助対象事業費の確定と事業の完了に伴い減額するものでございます。起債の方法、利率、それから償還の方法については変更はありません。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第28 議案第34号 令和6年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案（第2号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第28 議案第34号 令和6年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書372ページ、お願いいたします。

議案第34号 令和6年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

374ページをお願いします。

令和6年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。こちらは、令和

7年2月1日付で小沼地区財産管理委員会の同意を得たものでございます。

375ページ、お願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正になります。

まず、歳入になります。

款1財産収入、項1財産運用収入は、1,000円を減額するものです。財政調整基金の利子収入が見込みより少ないため、減額するものです。

項2財産売払収入290万8,000円の減額は、当初、土地1か所の売払収入を見込みましたが、年度内での売払いが困難であることから減額するものでございます。

款2繰入金、項1基金繰入金は、200万9,000円を増額するものです。こちら、財産の売払収入が減額したことから不足する財源について、財政調整基金から繰り入れをするものです。歳入合計補正額が90万円の減額補正になります。

続いて、376ページお願いします。

歳出についてです。

款1総務費、項1総務管理費は、90万円を減額するものです。歳入で申しあげました土地の売払について、年度内での売払いが困難であるため、この土地に関する境界復元手数料、それから土地の鑑定委託料、こちらを減額するものでございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第29 議案第35号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案（第5号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第29 議案第35号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の381ページをご覧ください。

議案第35号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案

(第5号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

383ページをご覧ください。

令和6年度御代田町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,429万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,378万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

384ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、こちらは交付申請算定額の増減に伴うもので、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分の減額及び未就学児均等割保険税繰入金の減額と、産前産後保険税繰入金の増額などによりまして、差し引き148万6,000円の減額でございます。

款8諸収入、項3雑入、1,578万円の増額でございます。こちらは交付金額の確定に伴いまして、普通交付金現物給付等分返還金を増額するものでございます。歳入合計1,429万4,000円の増額補正でございます。

続いて、385ページをご覧ください。

歳出でございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費から項3介護納付金までは財源の変更でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、9,000円の増額でございます。こちらは令和5年度出産育児一時金臨時補助金の返還額の確定に伴う増額ござい

ます。

款 7 項 1 予備費につきましては、1,428 万 5,000 円の増額でございます。

歳出合計 1,429 万 4,000 円の増額補正です。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 30 議案第 36 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第 5 号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 30 議案第 36 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の 391 ページをご覧ください。

議案第 36 号 令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 5 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

御代田町長 小園拓志

393 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 527 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 9,413 万 9,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

394 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、6 5 5 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。こちらは第 1 号被保険者の増加に伴うものでございます。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、2 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。こちらは歳出予算の保険給付費で計上しております審査支払手数料と高額医療合算介護サービス費の増額に伴い、国庫負担金を増額するものでございます。

項 2 国庫補助金、1 1 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。こちらは歳出予算の総務費で計上しております介護保険システムを改修する電算処理委託料に対して交付される事業費補助金の交付見込み分を増額するものでございます。補助率 2 分の 1 でございます。

款 5 項 1 支払基金交付金、3 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。こちら国庫負担金と同様に保険給付費の増額に伴い、支払基金交付金を増額するものでございます。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、1 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。こちらも国庫負担金と同様に保険給付費の増額に伴い、県負担金を増額するものでございます。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、こちらは保険給付費で 1 万 8, 0 0 0 円の増額と介護認定審査会の設置に係る佐久広域連合負担金など、1 4 9 万 9, 0 0 0 円の減額により、他会計繰入金を差し引き 1 4 8 万 1, 0 0 0 円減額するものでございます。歳入合計、5 2 7 万 3, 0 0 0 円の増額補正でございます。

続いて、3 9 5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 項 1 総務費、こちらは保険料基準額の改定に伴うシステム改修による総務管理費で、2 2 万 9, 0 0 0 円の増額と、介護認定審査会の設置に係る佐久広域連合負担金の確定による介護認定審査費で 1 6 1 万 4, 0 0 0 円の減額で、差し引き 1 3 8 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。

款 2 項 1 保険給付費、1 3 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。こちらは審査支払手数料及び高額医療合算介護サービス費について、実績を基に算出した不足見込み分を増額するものでございます。

款 6 項 1 予備費につきましては、6 5 2 万円の増額となっております。歳出合計、

527万3,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第31 議案第37号 令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案（第2号）について――

○議長（荻原謙一君） 日程第31 議案第37号 令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の402ページをご覧ください。

議案第37号 令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月28日 提出

御代田町長 小園拓志

404ページをご覧ください。

令和6年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,019万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,955万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

405ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款1項1 後期高齢者医療保険料、こちらは特別徴収保険料と普通徴収保険料で増

減はございますが、保険料の改定や被保険者の増加により、保険料全体の調定額が増加したため、1,083万4,000円を増額するものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、こちらは納付額の確定による保険基盤安定繰入金の72万9,000円の減額と、人間ドック補助金の9万円の増額に伴いまして、差し引き63万9,000円を減額するものでございます。歳入合計1,019万5,000円の増額補正でございます。

続いて、406ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2項1後期高齢者医療広域連合納付金、こちらは保険基盤安定負担金の確定に伴う72万9,000円の減額と、保険料等負担金1,083万4,000円の増額で、差し引き1,010万5,000円の増額となっております。

款3保健事業費、項2保健事業費、9万円の増額でございます。こちらは人間ドック補助金で、12月交付分までの実績を基に算出し、申請者の増加による不足見込み分を増額するものでございます。歳出合計1,019万5,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第32 議案第38号 令和6年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第5号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第32 議案第38号 令和6年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書411ページをご覧ください。

議案第38号 令和6年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第5号）について

地方公営企業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第5号）を、別冊のとおり提出します。

令和7年2月28日 提出
御代田町長 小園拓志

413ページをご覧ください。

令和6年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和6年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 予算第4条中に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的支出につきましては、第71款資本的支出、第1項建設改良費234万円の減額をお願いいたします。

こちらは西軽井沢地区、一里塚地区、馬瀬口地区の配水管布設替工事の工事費の確定及び水道車の購入事業を令和7年度までの債務負担事業としたことによる減額、この増減によりまして合計で234万円の減額をお願いするものでございます。

したがいまして、資本的支出の総額が234万円減額しまして、2億7,576万9,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第33 議案第39号 令和6年度御代田町下水道事業会計

補正予算案（第5号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第33 議案第39号 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） 議案書416ページをご覧ください。

議案第39号 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第5号）について

地方公営企業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算（第5号）を、別冊のとおり提出します。

令和7年2月28日 提出
御代田町長 小園拓志

418ページをご覧ください。

(総則)

第1条 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和6年度御代田町下水道事業会計予算、第3条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、3,960万円の増額は、固定資産取得の財源となった国庫補助金及び一般会計繰入金の長期前受金の確定による増額をお願いするものでございます。下水道事業収益の合計が、総額で6億4,598万3,000円となります。

支出につきましては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用2,267万5,000円の増額は、固定資産の減価償却費の確定及び固定資産の減耗費の確定による増額をお願いするものでございます。下水道事業費用の合計が、6億2,808万2,000円となります。

続いて、資本的収入の補正でございます。

第3条 予算第4条中に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、第1款資本的収入、第1項企業債9,600万円の増額は、資本費平準化債の拡充による発行可能額が増額になったためのものでございます。こちらは、交付税措置率50%でございます。資本的収入の総額が8億8,042万1,000円となります。

続いて、419ページをご覧ください。

(企業債の補正)

第4条 予算第6条で定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。起債の目的、資本費平準化、限度額、補正前の額が1億6,000万円、補正額が9,600万円、補正後の額が2億5,600万円です。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 3 4 報告第 2 号 令和 7 年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 3 4 報告第 2 号 令和 7 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書 4 2 6 ページをご覧ください。

報告第 2 号 令和 7 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について
令和 7 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、令和 7 年 2 月 1 4 日御代田町土地開発公社理事会において決定し提出されたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提出

御代田町長 小園拓志

4 2 8 ページ、お願いいたします。

令和 7 年度御代田町土地開発公社事業計画です。

令和 7 年度の御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

令和 7 年度の事業計画としましては、御代田町土地開発公社が所有しているやまゆり工業団地の売却に向けて、土地の所有を整理していくことを予定しております。今後の売却を進めていくに当たりまして、工業団地内に残っている御代田町所有の土地を土地開発公社に移行し、隣接する公衆道路内に残っている土地開発公社所有の土地を御代田町所有に変更するため、土地の購入と交換を事業計画に示しております。

それでは、1、用地購入計画になります。

用地名はやまゆり工業団地内の水路用地として 2 か所を計画しております。まず 1 つ目が、購入予定面積 9 5 . 9 7 m²。購入予定金額が 6 6 万 3 , 0 5 7 円です。もう 1 か所が、面積が 1 3 1 . 1 1 m²。予定金額が 9 0 万 5 , 8 3 9 円です。こちらは御代田町が所有している水路用地を公社で購入していくものです。

次に、2番の用地交換計画です。

まず1つ目が用地名、やまゆり工業団地外周公衆道路です。譲渡予定面積が197.99m²です。こちら現在、土地開発公社が所有していますが、現状で公衆道路として使用されているため御代田町とするものでございます。

次のやまゆり工業団地内水路、112.26m²。それからやまゆり工業団地内雑種地、面積が79.52m²。こちらは御代田町が所有していますが、工業団地として使用しているため、こちらを公社とするものでございます。

429ページ、お願いします。

令和7年度御代田町土地開発公社当初予算になります。

(総則)

第1条 令和7年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入になります。

第2款事業外収入は1,000円です。こちら、預金の利子になります。

次に、支出になります。

第1款事業原価は252万6,000円です。こちら、やまゆり工業団地の境界復元や敷地内水路の購入費等になります。

第2款販売費及び一般管理費は18万3,000円です。こちらは法人町県民税、それから役員報酬などを計上してございます。支出合計が270万9,000円で、収益的収入支出の差し引き額については、マイナス270万8,000円となっております。

次に430ページ、お願いします。

資本的収入及び支出については、こちらはありません。

次の431ページから434ページにつきましては、ただいま説明しました事業計画の明細になります。

その後の435ページから437ページは、それぞれ予定のキャッシュ・フロー計算書、それから損益計算書、対借対償表、438ページからは附属明細書となっておりますので、こちらは後ほどご確認をお願いいたします。

以上のとおり報告いたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時28分